

那須りんどう湖ファミリー牧場グランピング&ヴィラ宿泊約款

宿泊約款 最終改正 2026年3月09日

第1条（本契約の適用）

1. 那須りんどう湖ファミリー牧場グランピング&ヴィラ（以下、「当施設」）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み） 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。（1）宿泊者名（2）宿泊日及び到着予定時刻（3）宿泊料金（4）その他当施設が必要と認める事項

第3条（宿泊契約の成立等）

1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし当施設が承諾しなかった事を証明したときはこの限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金はまず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し第5条の定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し残金があれば返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設はその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。
2. 第5条（宿泊契約締結の拒否） 当施設は次に挙げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
これらに加え、栃木県旅館業法施行条例14条の規定に該当するとき。

第6条 (宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当施設に申し出て宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は別表に記載のとおり違約金を申し受けます。

<別表>

契約解除日	不泊	当日	前日	9日前	10日前
料率	100%	80%	20%	10%	無料

第7条 (宿泊の登録)

1. 宿泊客は宿泊日当日、当施設のフロントにおいて次の事項を登録して頂きます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあたっては同伴者を含めパスポートのコピー (国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日)
 - (3) 出発日及び出発時刻

(4) その他当施設が必要と認める事項 2. 宿泊客が第 9 条の料金支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 8 条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当施設の客室を利用できる時間はプランによって異なります。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き終日利用することができます。 2. 当施設は、前項の規定にかかわらず同行に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に挙げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 4 時間までは、室料金の 3 分の 1
- (2) 超過 7 時間までは、室料金の 2 分の 1
- (3) 超過 7 時間以上は、室料金の全額 第 9 条（利用規則の厳守） 宿泊客は当施設においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 10 条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳及びその算定方法は下記別表に挙げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当施設が定めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当施設が請求した時フロント会計へお支払いいただきます。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

<別表>

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料〔室料（又は室料+飲食料）〕
	追加料金	飲食料、又は追加飲食及びその他の利用料金
	税金	① 消費税 ② 宿泊税

第 11 条（当施設の責任）

1. 当施設は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。
2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償任意保険に加入しております。

3. 自然環境に伴う事故・虫刺され等に関する免責として、昆虫・動物等による刺傷、咬傷、接触等により発生した身体的被害、体調不良、衣類・携行品の汚損・破損等について、当施設に故意または重大な過失がない限り、当施設は責任を負わないものとします。

第 12 条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 13 条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 14 条（ペット同伴に関するポリシー）

1. 宿泊客のペットの同伴は、当施設が特に認めた宿泊プランおよび当施設が指定する施設内に限り許可されます。
2. 宿泊客がペットを同伴する場合、事前に申告し、追加料金を支払う必要があります。
3. 宿泊客は、同伴したペットの排泄物を、宿泊客の責任において適切に処理して頂くものとし、共用部を含む施設内の衛生保持に努めて頂きます。
4. 当施設は、宿泊客の同伴ペットによる施設の損傷・汚損が発生した場合、宿泊客に修理・清掃費用を請求することがあります。
5. 当施設は、宿泊客の同伴ペットによる迷惑行為が発覚した場合、速やかに適切な措置（退室・退去等）を要請することがあります。

第 15 条（騒音やパーティーに関するガイドライン）

1. 当施設では、静かな環境を保つため、21:00 以降の過度な騒音やパーティー行為を禁止します。
2. 屋外エリアでの会話や音楽の音量については、近隣宿泊客への配慮をお願いいたします。
3. 他の宿泊客からの苦情等に基づき、当施設が必要と判断した場合は、是正措置の要請または宿泊契約の解除等の対応を行うことがあります。

第 16 条（アレルギー対応）

当施設では、宿泊客の健康と安全に配慮し、アレルギーに関する情報の提供をお願いしております。宿泊客が食事または宿泊に際し、特定のアレルゲンに対する過敏症を有する場合は、事前にその旨を当施設に申し出るものとします。以下について了承いただいた上で、当施設のレストランをご利用ください。

1. 当施設では、すべてのアレルゲンを完全に除去することは困難であり、調理・提供の過程において微量のアレルゲンが混入する可能性があります。
2. 重篤なアレルギーをお持ちの宿泊客は、ご自身の安全を最優先にご判断のうえ、必要に応じて医師等にご相談ください。
3. アレルゲンの除去が保証できない場合、安全確保の観点から、当施設がやむを得ず食事の提供をお断りすることがあります。
4. アレルギーに起因する健康被害その他の損害について、当施設は一切の責任を負いかねます。

第 17 条（駐車場の責任）

宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、場所をお貸しするものであって、車両の保管責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めと任じます。

第 18 条（損害賠償に関する規定）

1. 宿泊客が故意または過失により当施設の設備・備品・什器等に損害を与えた場合、当施設は宿泊客に対し、修理費・原状回復費を請求することができます。
2. 宿泊客が他の宿泊客や第三者に損害を与えた場合は、宿泊客の責任において解決するものとし、当施設は一切の責任を負いません。
3. チェックアウト後に宿泊客による損害が判明した場合、当施設は当該宿泊客に対し、合理的な範囲で損害賠償を請求することができます。

第 19 条（施設内での禁止事項）

宿泊客は、当施設の施設内において以下の行為を行ってはなりません。

1. 他の宿泊客の迷惑となる騒音。
2. 認められた客室・テラス以外での喫煙（電子タバコを含む）および火気の使用（焚き火、花火等）。
3. 施設内の設備や備品を破損または汚損する行為。
4. 許可なく商業目的の撮影やイベントを行うこと。
5. 法律または公序良俗に反する行為。その他、当施設が施設の安全、衛生、秩序の維持の観点から不適切と判断する行為。
- 6 宿泊客が上記の禁止事項に違反した場合、当施設は宿泊契約の解除や退去を求めることができ、その際の宿泊料金は返金いたしません。
- 7 火気の取り扱いにより事故や損害が発生した場合、宿泊客の責任において対処するものとし、当施設は一切の責任を負いません。

本規約は、お客様が当施設をご利用いただく際のルールおよびポリシーを定めるものです。安全で快適なご滞在のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

りんどう湖ファミリー牧場近隣の救急診療

【那須地区夜間急患診療所】

診療科目：小児科、内科

住所：大田原市中田原 1081-4 那須赤十字病院 本館 1 階

事前連絡先 TEL：0287-47-5663

診療日：毎日

夜間診療 受付時間：午後 6 時 30 分から 9 時

診療時間：午後 7 時から午後 9 時 30 分まで

【社会医療法人 博愛会 菅間記念病院】

診療時間（月曜～土曜） 午前 9：00～12：15

午後 1：30～5：30

受付時間（月曜～土曜）

診療科毎に異なります

午前 8：00～12：00

内科・循環器科・呼吸器科・内分泌代謝科・心臓血管外科・歯科口腔外科は 11：30 迄
整形外科・泌尿器科は 11:00 迄（整形外科水曜のみ 10:00 迄）小児科 11：30 迄

午後 1：15～5：00

泌尿器科は 4：00 迄 小児科・歯科口腔外科は 4：30 迄

休日 日曜・祝日 年末年始（12月31日～1月3日）

りんどう湖ファミリー牧場グランピング&ヴィラ所在地

〒325-0397 栃木県那須郡那須町高久丙 414-2